

周南市住宅 リフォーム助成金 スタート

この度、周南市の経済対策の一環として、
住宅リフォームの経費の一部が助成

されることになりました。

(リフォーム事業の需要の増加に伴う市内産業の活性化及び市民居住環境の向上を図る為、住宅リフォーム助成制度が創設。)

-対象者-

- ①申請日に周南市に住民登録、外国人登録を有する者。
- ②申請者が市内に存在する住宅の所有者であり、かつ現に居住していること。
- ③市税を滞納していない者。

-対象工事-

- ①市民が所有し、かつ、親に居住している住宅を改修する工事であること
- ②工事金額が10万円以上(消費税含まず)
- ③補助金助成決定の通知があった日以降に着手し、平成24年9月30日までに完了する工事であること。
- ④本市の他で助成を受けていない工事であること